

令和3年度(2021年度)エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務(別保地域) 処理要領

1 目的

本業務は、北海道内におけるエゾシカの生息数や農林業被害額が未だに高水準であることから地域で行われている他の捕獲事業と連携し、鳥獣保護区等の捕獲困難地での捕獲を道が行うことにより事業実施地域周辺のエゾシカによる農林業及び生活環境に係る被害、生物多様性に及ぼす影響等を減少させるとともに、地域全体でのエゾシカの捕獲効率の向上を目的とする。

2 捕獲事業実施地域の概況

(1) 実施地域

釧路町別保 釧路町森林公園及び周辺

(2) エゾシカの生息状況

冬期間は広範囲を移動することなく、森林公園内及び周辺の天然林等を採食場に利用しながら越冬している。

(3) 地形

釧路町のほぼ中心部に位置している森林公園は、東、南、北側は国有林に囲まれており、西側は住宅地が隣接している。

3 業務内容及び実施方法

本業務は、環境省が平成27年度に創設した指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業であり、業務の実施に当たっては、関係者や専門家で構成する調整会議の助言を得ながら、次の事項を承知・遵守し、実施すること。

なお、別紙捕獲実施計画書のとおり捕獲目標は50頭とし、捕獲実施にあつては道が作成した「鳥獣保護区等規制地域におけるエゾシカ捕獲手法マニュアル」(以下、「捕獲手法マニュアル」という。)第7章から第10章に基づくほか、次のとおりとする。

(1) 業務処理計画書の提出

委託契約書第4条により提出する業務処理計画書については、業務の実施体制や従事者等の氏名・所属、処理日程、緊急時の連絡体制等を記載することとし、契約締結後速やかに提出すること。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請書の提出

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する同法第9条の第8項に基づく、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請書を捕獲作業の実施前までに提出すること。

(3) 事前調査の実施

業務の実施に当たり、現地踏査及び関係自治体や周辺住民、地元狩猟者等からの聞き取り、必要に応じ道が貸与する自動撮影カメラによる調査等によりエゾシカの出没状況等を把握し、また、既存のデータを使用するなどして、より効果的な捕獲事業の実施場所を選定すること。

なお、調査にあつては、事前に釧路町と連絡調整を行い、円滑な実施に努めること。

(4) 捕獲作業計画の策定

捕獲実施計画及び事前調査の内容を踏まえ、業務担当員と確認・調整を行いながら捕獲作業計画を策定すること。

なお、捕獲作業計画には、捕獲事業内容、安全管理体制、関連する法令・規制、捕獲個体の記録・処理方針等を記載することとし、次の点に留意すること。

ア 捕獲事業内容

猟法及び捕獲手法、実施位置、体制、回数、スケジュールなど作業に関する具体的事項を記

載すること。

イ 安全管理体制

連絡体制や実施体制、緊急連絡体制図等を記載すること。

また、周辺住民等に対する周知体制、事故防止に向けた捕獲時の現地立入規制体制を記載すること。

ウ 関連する法令・規制

関連する法令及び条例等に関し、必要な申請内容（申請先及び必要書類等）を記載すること。

エ 捕獲個体の記録・処理方針

捕獲個体の記録方法を記載するとともに、有効活用に向けた対応方針を記載すること。

(5) 調整会議での事業説明

委託者が開催する調整会議に出席し、地域の関係機関との調整及び地域住民等への安全管理の確保のため、事業計画について説明を行うこと。その際において修正・変更などを求められた場合には、改めて業務担当員と協議を行い、適宜対応すること。

また、捕獲事業終了後に開催する調整会議に出席し、事業成果について説明を行うこと。

(6) 捕獲の実施等

ア 捕獲手法

捕獲手法は「囲いわな」とし、捕獲努力量については、次のとおりとする。

また、捕獲努力量に達成しない又は達しないことが見込まれる場合は、別途協議し、契約の変更を行う。その他詳細については、捕獲作業計画に基づき実施すること。

なお、捕獲事業の終了後は、設置した囲いわな及びその他工作物等は速やかに撤去するとともに、跡地を風致の保護上支障のないよう整理すること。

(捕獲努力量)

- ・設置数：1基（仕様については、捕獲実施計画書のとおり）
- ・設置日数：90日以上
- ・見回り回数：45回以上

イ 錯誤捕獲等

エゾシカ以外の鳥獣が捕獲されないよう細心の注意を払うとともに、錯誤捕獲がされた場合には、原則として放獣すること。

また、道内各地には、エゾシカ生息状況調査のために首輪や耳標を付けて放獣された個体がいるので、そうした個体については、可能な限り捕獲の対象とはせず、捕獲した場合には再放獣すること。

なお、事業期間中に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項で定める国内希少野生動植物種を確認等した場合は、速やかに業務担当員に協議し、その指示に従うこと。その場合、必要に応じ委託者が指定する専門家の助言を受けながら業務を実施しなければならないことがあるので留意すること。専門家に対する費用については、委託者が負担する。

(7) 捕獲個体の確認・記録

捕獲個体の確認にあつては、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル（平成29年11月14日付け環境省自然環境局野生生物課長通知）に基づき委託者等が実施する確認作業（現地確認、処理先への搬入による確認、書類確認等）に協力すること。

この場合において、現地確認を行う場合は、捕獲のあった場所で立会し、業務担当員の指示受け確認作業に協力すること。搬入確認の場合は、業務担当員と事前に協議し施設側から了解が得られた施設に搬入し、搬入施設が行う確認作業に協力すること。書類確認の場合は、証拠物として捕獲個体の尾を業務担当員に提出すること。

※生体捕獲で搬入施設と受託者が同一の場合（搬入施設においてトレーサビリティ管理がされている場合に限る。）

捕獲個体の確認にあつては、受け入れた捕獲個体の捕獲個体確認書を作成すること。また、事業期間中、完了後に関わらず、委託者の要請に応じて捕獲個体のトレーサビリティ管理記録を開示すること。

上記確認作業のほか、個体毎に捕獲者名、捕獲場所、捕獲手法、捕獲時の日時・天候、捕獲個体の状態、個体処分方法等を捕獲個体記録票により記録すること。

また、捕獲個体記録票には、搬入確認で対応することがあらかじめ決定している場合を除き、次による捕獲個体等の証拠写真を添付すること。

なお、撮影にあつては GPS 機能付きのカメラ（スマートフォンを含む。）の使用に努めること。

ア 囲いわな等による生体捕獲

生体捕獲については、捕獲頭数が分かるように捕獲時の全景に、捕獲情報を記載したホワイトボード等を含めて撮影することとし、データも併せて添付すること。

イ 銃器等で止め刺しを行った捕獲個体

銃器等で止め刺しを行った捕獲個体については、足を下向きに頭部が右側になるように置き、赤色の油性スプレー等で尾を塗布し、胴部に個体番号（通し番号）及び捕獲日を記入すること。

なお、証拠写真には、捕獲者・捕獲個体・捕獲情報を記載したホワイトボード等を含めて撮影することとし、データも併せて添付すること。

ウ その他

エゾシカを捕獲するため、囲いわなのゲートを閉鎖したときは、その時間及び自動撮影カメラなどの画像による捕獲個体数の記録を残し、事業終了後、成果品と併せてデータを提出すること。

(8) 捕獲個体の処理

捕獲個体は、事業実施地域近隣で、エゾシカ肉処理施設認証を受けている施設等に無償譲渡することとし、捕獲場所において引き渡すか、若しくはこれら法人が所有する一時養鹿施設又は食肉処理施設、ペットフード製造施設等に運搬のうえ、食肉又はペットフード等に有効活用することを基本とする。

受入先とは、捕獲実施前から連絡調整を行い、可能な限り多くの個体の有効活用に取り組み、有効活用に適さない捕獲個体については、受託者の費用負担において一般廃棄物として適正に処理すること。

処理に当たっては、搬出、運搬、受入を行った記録を整理するとともに、有効活用事業者へ引き渡した場合は、有効活用事業者が作成した捕獲個体確認書の写し、一般廃棄物処理の場合は処理伝票等を整理し、(7) の捕獲個体記録票に添付すること。

また、本業務における捕獲個体については、民間施設等で公平に利用されることとしていることから、これら以外の有効活用を望む者があった場合には、あらかじめ業務担当員に協議すること。ただし、受入先は、食肉利用の場合は、保健所から食品衛生法第 52 条第 1 項に基づく食肉処理業の営業許可を受けた施設であり、かつ、道が策定した「エゾシカ衛生処理マニュアル」等を踏まえて捕獲個体の衛生的な処理に努めている施設に引き渡すこととする。

なお、エゾシカ肉処理施設認証を受けている施設を優先するが、認証施設以外であっても、HACCP 等による衛生管理やトレーサビリティに取り組む施設での有効活用に配慮するものとする。ペットフード利用の場合は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項による届出を行っている事業者であることを要件とする。

(9) 作業日報の作成等

捕獲事業に係る各日の実施状況について、その日時や天候、従事者、作業内容及び捕獲状況を記載した作業日報を作成すること。捕獲個体があった場合は、「(7) 捕獲個体の確認・記録」によ

り整理すること。

また、毎月末現在の捕獲状況等について、翌月 10 日（10 日が土日祝日の場合は翌開庁日まで）までに業務担当員に報告すること。

(10) その他

ア 連絡調整

捕獲事業の着手時及び終了時において、業務担当員と打合せを実施することとし、荒天や災害等の発生により、やむを得ず業務の一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

また、事業実施に当たっては、既存の資料を活用するなど、円滑な実施に努めること。

イ 安全管理体制の構築

(4) のイで定めた安全管理体制に基づき、従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう、安全管理体制を構築すること。捕獲事業の実施に当たっては、あらかじめ捕獲場所、実施期間、捕獲手法を市町村等関係機関に周知するとともに、地域住民等にチラシを配布するなどにより、周知を図ること。

また、捕獲事業の実施期間は、実施場所への入口等に立入禁止看板を設置し、監視員を配置するなど必要に応じ関係者以外の立入を規制すること。

従事者のみならず、地域住民等の第三者の安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

(ア) 腕章等の装着

捕獲事業の従事者又は事前調査で実施地域に入る者は、腕章等を装着するとともに、(2) の申請により道が発行する従事者証を常に携行すること。

(イ) 関係法令の遵守

銃刀法、火薬類取締法、電波法（無線機を使用する場合）等、事業実施において関係する諸法令を遵守すること。

4 業務完了後の実績報告書等の記載内容

(1) 実績報告書

委託契約書第 11 条第 1 項により、本業務を完了したときに提出する実績報告書には、業務完了年月日、成果品名及びその部数を記載し、本業務に要した経費の明細（経費明細書）を添付すること。

なお、実績報告書、成果品を提出の際には、その内容を説明すること。

(2) 成果品

成果品名は、「令和 3 年度（2021 年度）エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（別保地域）業務報告書」とし、その記載事項や添付書類等は、次のとおりとする。

なお、記載事項の詳細等については、必要に応じて業務担当員と協議するものとする。

ア 記載事項

(ア) 事前調査の概要

エゾシカの生息状況やシカによる被害状況等、捕獲作業計画策定に至る経緯等（エゾシカ手法マニュアル第 11 章参照）

(イ) 捕獲作業の概要

捕獲結果、餌付けの効果や捕獲手法の詳細とその効率性、実施体制、支障となった点や課題、反省点等（エゾシカ手法マニュアル第 11 章参照）

(ウ) 捕獲個体の処理方法

捕獲手法マニュアルの活用状況・評価や改善提案等、その他事業実施全体にあつて支障となった点や要改善点等（エゾシカ手法マニュアル第 11 章参照）

(エ) 事前調査の詳細

調査日、調査場所毎の従事者数、調査内容等

(オ) 捕獲実施における詳細

出猟日、出猟場所毎の従事者数、捕獲数及び処理の概要、エゾシカ目撃数等

(カ) その他

業務の実施に当たり、作業上問題となったこと、処理日程、業務担当員及び関係者との協議や打合せの内容

イ 添付書類

捕獲個体記録票（写真添付）、捕獲個体確認書（写真添付）、作業日報、月例報告

ウ 体裁

A4版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用し、ファイル綴じ又は製本仕上げとすること。（写真、図面等はカラーとする。）

捕獲事業の実施に伴い、撮影した写真（写真内には日付、撮影対象、作業状況等が分かる情報を入れる。）は、成果品への使用の有無に関わらず、DVD-R等に保存して提出すること。

なお、電子データは、Microsoft社 Windows10形式で表示可能なものとし、作成するアプリケーションソフトについては、ワープロソフト Microsoft社 Word（ファイル形式は Word2016以下）、表計算ソフト Microsoft社 Excel（ファイル形式は Excel2016以下）を使用し、画像については、BMP形式又はJPEG形式とする。

また、画像を除き、これらを「PDFファイル形式」に変換して保存し、DVD-R等及びその収納ケースには、事業年度及び業務名等をラベル等により付記すること。

エ 提出期限及び提出部数

- ・提出期限 令和4年（2022年）3月16日（水）
- ・提出部数 紙媒体（A4版）及び電子媒体（DVD-R等） 各1部

5 その他

本要領に疑義や業務を履行し難い事由が生じたとき又は記載のない細部については、業務担当員と速やかに協議し、その指示に従うこと。